

大阪市被保護精神障がい者等地域移行推進検討会議
(令和5年度 第1回 個別会議) 議事要旨

1 開催日時

令和6年1月30日（火）10時00分～12時00分

2 開催場所

大阪市役所2階 会議室

3 出席者

（委員）栄座長、芦田委員、田村委員

（大阪市福祉局保護課）岩谷係長、瀬川、小林、半田

4 議題

- （1）地域移行支援事業の実績報告について
- （2）大阪市被保護精神障がい者等地域移行推進検討会議（令和5年度 第1回 全体会議）
議事要旨
- （3）当事業における課題に対する取組みの報告について
- （4）地域移行支援事業における退院者一覧
- （5）個別検討課題一覧
- （6）個別検討課題一覧（別紙）

5 議事要旨

事務局が地域移行支援事業の取組み（支援実績、退院者一覧等）や、個別検討課題を報告し、委員から意見が出された。主な意見は次のとおり。

- ・ 保護課の意向とこころの健康センターの意向と、摺り合わせが必要なのではないか。事業の住み分けをして、お互いが利用者の退院を目指している中で、担当課同士の齟齬があれば不利益を被るのは支援対象者になる。地域生活移行支援事業の委託事業者の会議に、保護課も出席してもらうはどうか。
- ・ 病院側も人事異動等でこちらが事業説明をした相手がいなくなることもある。研修か会議か形式は問わないが、定期的に病院側に伝えてはどうか。
- ・ 自宅での生活が難しい方が自宅への退院を希望している場合は、本人の希望を尊重しつつ、段階を経て自宅での生活を目指す形をカンファレンスで話合えばどうか。ゴールは自宅での生活を設定し、退院してもらう。
- ・ 親族が反対しているケースは、本人が退院することによって自分たちに迷惑がかかる

と考えていらっしゃる可能性がある。もう一つは金銭的な問題。生活保護受給者であれば、金銭的な問題は無いので、家族に迷惑がかからないようにするために、成年後見人をつけるべき。漠然とした不安を解消してあげるためには、ご家族には安心材料を見せあげるのがよい。

- ・ 後見人に動いていただけないケースでは、苦情を申し立てる仕組みを社会福祉士会で検討している。場合によっては直接家庭裁判所に申し立てれば、後見人を呼び出してくれる。司法関係の後見人であれば、福祉の制度をご存じない場合がある。
- ・ この事業で救護施設に退院された方の体験談を紹介してみてはどうか。最初は心配もあったが、楽しく暮らしている、というような。当事者の声があれば今後退院する方の不安が払拭されるのではないか。

以上